

就学年齢引き下げの問題をめぐつて

竹田俊雄



一 就学年齢引き下げの意味

さきのこから就学年齢引き下げの問題、五才就学ということが世論をにぎわせている。しかしこの主張は昨今起つたものでなく、昭和二十二年十一月に教育刷新審議会によつて「五才以上の幼児の保育の義務制を希望する」旨の建議案が採決されているが、当時の財政その他の事情から事実上これを考慮する余地はなく、そのまま具体的に勘案されずに今日に及んだものといえよう。

幼稚園が昭和二十二年三月公布された学校教育法によつて学校の一種であると規定されているのに、そこで保育を受けるようになることを就学するといわるのは、就学ということばが義務教育に関して普通は用いられているからであつて、そのことから就学年齢の引き下げということは義務教育年齢の引き下げと同義で

あると解してよいであろう。

現在は六才から就学の義務があるのに、今いわれているようにたとえば五才から就学の義務が生じるといふのは一体どういう理由に基づくものであるか、何よりもこれが厳密に検討されなければならない。幼稚園教育が普及してきたからとか、あるいは小学生人口の減少から余剰になる教室や教員を活用するためにとか、五才から六年間の小学校教育にして中学校を四年制にする方が好都合だからなどというのは教育的な立場からものをいつているのではない。幼児に発達加速現象が見られるようだからといふのは一番もつともらしい理由であるが、後で述べるように今のところ心身の両面にわたつて科学的に検証されているとはいいけれない。

また就学年齢一年引き下げということは、ただちに小学校教育を五才から開始することも意味せず、五才児の幼稚園教育を義務

務制にすることをも直接指示するものであつてもならない。それは

義務化する必要性の上に、いかなる教育方法が適切であるかを十分研究した上で定めることである。

さらに義務制といふことの意味であるが、これには五才児のための小学校あるいは幼稚園（これは任意選択的ではなく、上記の研究を経た上決定されたもの）という教育機関の設置義務を地方公共団体に負わせ、またそれに五才児を出席させる義務を保護者に負わせ、その教育費を無償にして、しかも就学困難なものには経済的援助を与え、これに従事する教職員の給与は国の負担とするなどが一般的に考えられなければならない。（私立の機関のあり方については別に述べる）

二 就学年齢引き下げの本質

生物としての人間を社会的な人間に形成しようとする人間のいとなみが教育であるとすれば、その教育の過程において幼稚期が重要な役割を占めていることが、実際の体験や心理学的な研究から明らかにされてきた。この幼稚期の教育は長い間専ら家庭教育にまかされてきたのであるが、幼稚園や保育所における教育が進歩するに従って、幼児期における健全なバランスナリティの発達のために、家庭教育が効果的であることが認められ、この集団保育をひろく幼児全体に及ぼすために就学年齢引き下げの必要性があ

唱えられてくるのである。

この見地から引き下げられた教育の内容やその方法は現行の小学校のものをそのまま引き下げるような安易なものであつてはならない。また現在の幼稚園教育そのままの移行であつてよいともいい切れない。時代とともに移り変つて行く家庭教育の機能を一方では正しく把握して、その長所はあくまで保持するよう努めるとともに、幼児の健全なパーソナリティの形成のためにどのような姿の集団保育が望ましいのか、今の幼稚園教育課程をあらため吟味しなおさなければならない。その教育内容、教育方法、そして殊にその集団の大きさなどがもつと研究されなくてはならない。そしてこのことは当然幼児の心身の発達とも表裏となつて関係してくる。その発達は栄養の向上、児童中心的なしつけ、生活経験領域の拡大、ことにTVの映像などによる経験の重積その他の条件によって、いわゆる加速現象が認められるといわれているが、それが幼児の体位・体力・運動機能・情緒・知識・思考・社会的态度・課題行動の持続性などのあらゆる面において調和的に伸びているのか、そのどこかに偏向が見られるのか、この問題は詳しい研究の成果を待たなければならぬ。

そしてその基礎の上に立つて、たとえば五才ではどのようなかたちの集団保育が家庭教育とならんで望ましいか、もし四才児であればそれがどう変らなければならぬか、幼児の心身の発達と

集団保育への適応の関連が論じられ、適切な計画が立てられなければならない。

さらに心身の発達には、いまでなく個人差があり、障害のあるものもある。しかもこのような個人差は子どもが幼いほどわざかの差でもその影響するところは大きい。現在の義務制でない幼稚園では大ていの場合この問題は無視されて、ある条件にならぬ児童が排除されたり、自然淘汰されるのが普通であるが、就学年齢の引き下げによる集団保育への義務制が実現する場合には、この個人差へのきめの細かい配慮が必要であり、さまざまの特質をもつた集団保育の機関やクラスを設けることが望ましく、幼児期の重要性という建前からは、このような集団保育の適しない児童にも、ただ就学猶予や交際のかたちで放棄しておくのではなく、そぞれの特質に応じた指導の手が伸ばされなくてはならない。

このように考察を進めてくると、就学年齢を一年引き下げるということは、五才児を小学校一年に入学させることにするとか、幼稚園の年長組にあたる児童の保育を義務制とするとか、ただ安易に考へるのでなく、教育の本質から見て家庭教育にならぶものとしての集団保育をどのようにするかの問題であることが理解されよう。

三 就業年齢引き下げ実施の条件

理想的な集団保育の姿がどのようなものになるかはさておいて、就学年齢をなんらかのかたちで引き下げるとは、幼児期の教育の重要性を認める立場から肯定されよう。これに対して前向きの姿勢をとるならば、その実施をはばむ条件があればそれをよく検討して積極的な打開策を講じなければならない。

第一は全教育体系における児童集団保育の正しい位置づけである。わが国において小・中学校の教育はもちろん完璧とはいえないが、ある水準にまで達している。特殊教育は現在のところ極めて不十分であるが、それを打ち超えようと保護者と教師と足並みのそろった努力が見られる。後期中等教育は教育自体というよりもむしろ社会の要求、産業界の要望から整備されかけているよう見える。それらに対しても児童集団保育は他の完備するまで足るみをしてよいものであろうか。ここであえて児童集団保育ということばを用いたのは、幼稚園といい、保育所といつても、また雑多な立場があるからである。人間のパーソナリティの形式の基礎となる大切な時期の教育の場の重要性についても声をそろえてもつと強調してよいのではないか。

第二は小学校との関連である。現在の小学校の一、二年生の心理はどうかといえば自己中心性が強く、幼児期的な傾向が残っている。そこで幼稚園の年長組と、小学校の一、二年生とを合わせて幼年教育を行なう場とする（幼年学校という変な印象を伴う

名称はつけられないが) 考えもあるが、これを独立の学校としないで、小学校の中へ持込めば、幼児教育が小学校的な教育方法になる恐れがあるので、幼児集団保育は小学校と関連をもつ別個のものであることが望ましい。

第三は現在の公立および私立幼稚園のあり方である。幼児集団保育の機関を第二に述べたようなものとすれば、公私立とも年長組を分離しないでおくことができる。そして義務教育を一年引き下げる場合には、公私立でも年長組だけを義務教育として扱う。(義務教育の場合の経費の問題は別項で扱うこととする。) 地域

の事情によっては義務教育年齢の幼児だけを対象とする公立あるいは私立の幼稚園があつてもよいが、できるなら任意的に入園でできる年少組も併設する方が望ましいし、このような幼稚園の年長組に直接入園する機会も与えられることが必要である。

第四は現在の公私立の保育所のあり方である。保育所で幼稚園的な機能しかもたず、そのような生活形態をとらせて いるものは、就学年齢の問題にかかわらず、すつかり幼稚園に転換しなければならないと考えるが、保育に欠ける幼児を対象としている場合は、その年長組だけを幼稚園といわゆる二枚看板にして義務制にするのが現実的な处置であろう。それでなければ五才児は半日だけ幼稚園に通わせて、あとの半日を保育所で学童保育のようなたちで扱うことにする。(経費の問題はここに省く)

第五は私立幼稚園の経費の問題である。私学も公教育であるので、義務教育年齢の幼児の保育については原則として保育料その他を保護者から徴収せず、地方公共団体なり国なりが一定の基準に従つてその費用を支弁することとする。また国や地方公共団体は保育内容および設備などに一定の具体的基準を設けて、その基準を上まわる保育を私立幼稚園が行なう場合は保護者から追加的な保育料を徴収することを認め、基準を下まわる保育の場合には義務制幼稚園としての認可を取消すようにして、私学としての特色を發揮させる。

第六は就学年齢引き下げで義務制の保育を受けるために増加する幼児を受け入れるには十分な数の幼稚園を新設し、クラスを増加し、設備を整備することである。

第七はこの増加する幼児に見合うだけの数の幼稚園教諭を養成し、あるいは適当な資格をもっているものを再教育する問題である。

第八はここに述べたことを実施するに必要な費用や一の終りに挙げた経費を国や地方公共団体の予算化することである。

こう挙げて見ると、その実現は容易ではないが、われわれ幼児教育に深い関係をもつてゐるものは、親たちとともにこの目標に向つて年次計画をたてて一步一歩近づくようにそれぞれの立場から努力しなければならないと思う。

(日本総合教育研究所)